破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３３号
函館市中道２丁目44番３号
債務者　角野　　実
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　函館地方裁判所

平成２７年（フ）第３９号
岩手県一関市山目字中野123番地　ハイツ西村１－Ａ
債務者　菅野　直之
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第４０号
岩手県一関市東五代５番23号　パストラーレⅡ102
債務者　佐藤　世輝
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　盛岡地方裁判所一関支部

平成２７年（フ）第２４０２号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目13番35―1423号
債務者　大久保直洋
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３５２号
大阪市西成区梅南２丁目３番15号、前住所大阪市住吉区帝塚山西２丁目12番８号
債務者　伊東　達男
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５０９号
大阪府大東市南郷町13番101号
債務者　浜田和子こと　濵田　和子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５３１号
大阪市平野区瓜破２丁目１番16―506号
債務者　福島　りか（旧氏名福島和彦）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６００号
大阪府守口市橋波西之町３丁目６番８号　田中アパート３Ｆ
債務者　西尾　浩子（旧姓萩）
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７１４号
大阪市東成区大今里南６丁目16番20―504号
債務者　古和生魂子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４４号
大阪市福島区大開２丁目５番29号　エスポアール福島　604号
債務者　馬場　俊春
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３７４７号
大阪府守口市豊秀町２丁目３番６―201号
債務者　市川　勝巳
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月６日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６号
新潟県長岡市西新町２丁目５番35号　ゆーこーぽ新町101Ｃ号室、前住所新潟県長岡市大島本町１丁目６番地８
債務者　石塚　　惠
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
奈良県葛城市木戸201番地10、前住所大阪市浪速区下寺３丁目１番14―321号
債務者　森田　紗千（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８７号
奈良県香芝市鎌田３番地25
債務者　槙　　一儀
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
奈良県葛城市尺土152番地10　尺土団地２棟307号、前住所奈良県葛城市勝根83番地１
債務者　ラウンジ歩乃花こと　大西　年美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
　　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
北海道北見市美芳町８丁目１番22号
債務者　小笠原早希
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
　　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第７１３号
さいたま市桜区栄和５丁目６番17号　栄和ホームタウン201号室
債務者　笹川　容子
1　決定年月日時　平成27年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
　　さいたま地方裁判所第３民事部破産係